

## 功労者に対する表彰基準

公益財団法人東京連合防火協会「表彰弔意に関する規程」(平成27年10月23日施行)

第2条(4)に係る表彰基準は次のとおりとする。

各署の防火防災協会等(防火防災協会、防災協会、防火協会、災害防止協会、消防協力会)の役員で、次の基準を満たす者が退任(死亡退任を含む)する場合に表彰する。

- (1) 会長 1年以上
- (2) 副会長 2年以上
- (3) 会計・監事 3年以上
- (4) 理事等(常任理事・理事・評議員) 10年以上
- (5) その他、消防に関して特に功労が認められる者

この基準は、第49回理事会(令和5年10月26日)によって定められ、同日付で施行する。